

## 国際日本文化研究センター内部監査室設置要項

|                 |      |
|-----------------|------|
| 令和7（2025）年2月20日 | 制 定  |
| 令和8（2026）年8月 5日 | 最終改正 |

## （趣旨）

第1条 この要項は、国際日本文化研究センター事務組織規則（平成16年4月8日制定）

第13条第2項に基づき、国際日本文化研究センター（以下「センター」という。）管理部に置く内部監査室に関し、必要な事項を定める。

## （組織）

第2条 内部監査室に室長を置き、管理部長をもって充てる。

2 室長は、内部監査室の事務を統括する。

3 内部監査室に室員を置き、室長が指名した者をもって充てる。

## （業務）

第3条 内部監査室においては、次の事務をつかさどる。

- （1）内部監査の企画・立案及び実施に関すること。
- （2）監事又は会計監査人による監査に関すること。
- （3）外部監査の対応に係る調整に関すること。
- （4）その他センターにおける内部監査に関すること。

## （雑則）

第4条 この要項に定めるもののほか、内部監査室に関し必要な事項は、所長が別に定める。

## 附 則

この要項は、令和7（2025）年4月1日から施行する。

## 附 則

この要項は、令和8（2026）年8月5日から施行する。